

## 医療機関の経営を支援するための事業を実施します！

岡山県では、令和7年度の国の経済対策に呼応し、医療機関の経営を支援するための様々な事業を実施することとしています。対象となる医療機関や、申請の受付時期、支援要件などが、事業によって異なりますので、今後、県から案内文書が届いた際には、必ず内容をご確認いただき、申請漏れ等がないよう、ご注意ください。

## ＜岡山県が実施する支援事業＞

名称	支援対象（※1）	支援内容（概要）	申請受付時期
診療所等物価上昇対策支援金	・診療所（医科・歯科） ・薬局	診療等に必要経費の上昇に対する「支援金」の給付 ・有床診療所（14床以上） 1施設あたり 17万円 ・有床診療所（3床以下） 1施設あたり 17万円 ・無床診療所 1施設あたり 17万円	R8.2.2(月) ～ R8.3.2(月)
医療・福祉施設等物価高騰対策支援金	・病院 ・診療所（医科・歯科） ・助産所 ・指定訪問看護ステーション ・歯科技工所 ・施術所 ・薬局 ※その他、介護・福祉施設も対象となります	光熱水費、食材料費の上昇に対する「支援金」の給付 ・病院及び有床診療所 基本額＋規模等に応じた加算金（規模に応じて設定） ・無床診療所（医科） 1施設あたり12.7万円 ・歯科診療所 1施設あたり12.7万円 ・薬局、その他医療関係施設 1施設あたり7.4万円	R8.3.19(木) ～ R8.4.20(月)
診療所等賃上げ補助金	①令和8年3月1日時点で厚生局へベースアップ評価料の届出を行っている以下の施設（※2） ・診療所（医科・歯科） ・訪問看護ステーション  ②令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を行う薬局	所定の要件に従って職員の賃金改善を行った場合、賃上げの実績に応じて、事後に「補助金」を交付（※3） ・有床診療所（3床以上） 許可病床数×7.2万円 ・有床診療所（2床以下） 1施設あたり 15万円 ・無床診療所 1施設あたり 15万円 ・訪問看護ステーション 1施設あたり 22.8万円	R8.6月頃 （予定）

※1 保険医療を実施していない医療機関などは、支援対象外となります。

※2 院長と事務職員のみ診療所など、現在の制度上、ベースアップ評価料の届出ができない診療所については、令和8年度診療報酬改定による見直し後に届出を行うことで、支援対象となります。

※3 賃上げの実態が補助要件を満たさなかった場合は、補助金の支給対象外となります。事後の支給となりますので、あらかじめ、補助要件を十分ご確認ください。具体的な補助要件は、令和8年2月に実施した「診療所等向け経済対策関係補助金説明会」資料をご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1019188.html>



## ご案内

- 支援事業の詳細な内容や、申請方法などについては、準備が整い次第、支援対象となる医療機関あてに、郵送にてお知らせいたします。（事前のお問い合わせについてはお答えできないこともありますので、あらかじめご了承ください。）
- 最新の情報は、岡山県ホームページでご確認ください。  
医療推進課のページ <https://www.pref.okayama.jp/page/1014620.html>

